

NZYM-BE 株を利用して生産されたグルコアミラーゼに係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「NZYM-BE 株を利用して生産されたグルコアミラーゼ」については、平成 29 年 1 月 13 日付けでノボザイムズジャパン株式会社より遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品種の概要

本申請品目は、グルコアミラーゼの生産性を向上させるため、*Aspergillus niger* BO-1 株を宿主とし、*Rasamsonia emersonii* CBS759.71 株由来のグルコアミラーゼ遺伝子の導入等を行って得られた NZYM-BE 株を利用して生産されたグルコアミラーゼである。なお、NZYM-BE 株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、従来のグルコアミラーゼと比較して、利用目的や利用方法に関して相違はない。